

青梅市議会規則第1号

青梅市議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月1日

青梅市議会議長 山 崎 勝

## 青梅市議会傍聴規則の一部を改正する規則

青梅市議会傍聴規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する

第6条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第6条に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号および第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、パソコン、タブレット端末等の情報通信機器は、電源を切り、または音を発しない状態にし、使用しないこと。
- (4) 飲食（水筒その他の蓋付きの容器による適度な水分補給を除く。）または喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条を次のように改める。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の制限）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第9条中「すみやかに」を「ただちに」に改める。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定（改正後の同条第4号にかかる部分に限る。）は、令和8年6月1日から適用する。